

定 款

2 0 2 1 年 6 月 2 4 日 現 在

ジーエフシー株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ジーエフシー株式会社と称する。

英文では、GLOBAL FOOD CREATORS CO., LTD.
と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種珍味食料品、惣菜の製造及び販売
2. 弁当、給食、惣菜等調理食品の製造及び販売並びに宅配
3. 農水産物、畜産物の加工及び販売
4. 冷凍食品、調味料、菓子類、乳製品の製造及び販売
5. 飲料水、清涼飲料水、果実飲料水の製造及び販売
6. ビン缶詰、乾物類の製造及び販売
7. 酒類の販売
8. 前各号に係る輸出入業務
9. 農業経営
10. 飲食店の経営
11. 通信販売業
12. 食品の製造、販売に関するコンサルタント業務
13. 不動産賃貸業
14. コンピュータソフトウェアの企画・開発及び販売
15. コンピュータ及び周辺機器の販売並びに賃貸
16. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を岐阜県羽島郡笠松町に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、21,870,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を買受けることができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に、随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこ

れを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当社の監査等委員でない取締役は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了の時までとする。
- 4 補欠の監査等委員の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定する。又、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により監査等委員と監査等委員でない取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 常勤の監査等委員は、監査等委員会の決議により選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印又は電子署名する。

第 6 章 会計監査人

(選任及び任期)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が、監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議により、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当会社は、毎年 9 月 30 日又は 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払いの義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第49回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。
- 2 第49回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

以 上